

情報公開制度が

~~公正で開かれた町政と

の請求はできません。)

Q 開示請求を手続きした日に見られるのですか？

A 実施機関は、請求を受けた日から起算して15日以内に開示するかどうかの決定を行い、その結果（開示する場合は、開示する日時や場所も）を文書で請求者に通知しますので、手続きした日には見られません。

Q 公文書の開示には、費用がかかるのですか？

A 公文書を閲覧又は視聴することは無料です。しかし、公文書の写しを必要とする場合又は郵送を希望する場合は、実費としてコピー代又は郵送料相当の費用を負担していただきます。

Q 公文書の「非開示決定」に不服がある場合は、どのような方法があるのですか？

A 開示請求した公文書に対して「非開示の決定」を受けた場合、その決定に不服があるときは、決定した機関に対して行政不服審査法に基づく不服申立てをすることが出来ます。

この場合、実施機関は横芝町情報公開審査会に諮問（意見を尋ね求めること）し、その答申を尊重して再度開示するかどうかを決定します。

制度の適正な利用について

公文書の開示を受けた方は、ほかの方々の権利や利益を侵害することのないよう、この制度の適正な利用をお願いします。

※問い合わせ先 総務課庶務係 ☎ 82-8801

行政文書開示の手続の流れ

